

処分業

汚泥（石綿含有産業廃棄物）の中間処分（埋立処分）を行わない場合

様式第十一号（第十条の十関係）

産業廃棄物処理業 **廃止** 届出書
変更

年 月 日

豊田市長 殿

届出者

〒471-8501

住 所 **豊田市西町3丁目60番地**

豊田市 株式会社

氏 名 **代表取締役 豊田 一郎**

（法人にあつては、名称および代表者の氏名）

電話番号 **0565-31-1212**

令和〇△年〇△月〇△日付け第〇9000000000号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る以下の事項について **廃止** したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項において準用する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。
変更

	新	旧
廃止した事業又は変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項を除く。）	汚泥（石綿含有産業廃棄物）の中間処分（埋立処分）を行わない。	
変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項）	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 許可の内容によって中間処分または埋立処分のどちらかを記載してください。中間処分と埋立処分の両方の許可を有している場合は「中間処分及び埋立処分」と記載してください。 </div>	
（変更内容が法人に係るものである場合）※法定代理人、株主及び出資を		
	（ふりがな） 名 称	住
（変更内容が個人に係るものである場合）※法定代理人、役員（法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む）、株主、出資をしている者及び使用人の変更		
	（ふりがな） 氏 名	本 籍 住 所
	生年月日	
	役職・呼称	
廃止又は変更の理由	「石綿含有廃棄物等処理マニュアル」の改正により、「廃石綿等」として扱われていた一部の廃棄物が、「石綿含有産業廃棄物」に変更されたため。また、石綿含有仕上塗材が廃棄物になったものが、汚泥に該当する場合もあると示されたため。	

備考

- この届出書は、廃止又は変更の日から10日（法人で規則第10条の10第3項第1号又は第2号の規定により登記事項証明書を添付すべき場合にあつては、30日）以内に提出すること。
- 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。